

著作物性の判断に関する裁判例 「幼児用椅子」事件

H27.4.14 判決 知財高裁 平成26年(ネ)第10063号

著作権侵害行為差止等請求控訴事件：請求棄却

概要

実用品である幼児用椅子が、「**美術の著作物**」として**著作権法上保護される**ものと判断された事例。

〔控訴人製品〕



〔被控訴人製品1〕



※被控訴人製品は、1～6まである。

〔主な争点〕

実用品である控訴人製品が、「美術の著作物」として著作権法上保護されるか。

〔裁判所の判断〕（筆者にて適宜抜粋、下線）

（1）控訴人製品の著作物性の有無並びに著作権及び独占的利用権の存否について

・・・（略）・・・この点に関しては、いわゆる応用美術と呼ばれる、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物（以下、この表現物を「応用美術」という。）が、「美術の著作物」に該当し得るかが問題となるところ、応用美術については、著作権法上、明文の規定が存在しない。

しかしながら、著作権法が、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と」していること（同法1条）に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。同法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解すべきである。

したがって、控訴人製品は、上記著作物性の要

件を充たせば、「美術の著作物」として同法上の保護を受けるものといえる。

b 著作物性の要件についてみると、ある表現物が「著作物」として著作権法上の保護を受けるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」であることを要し（同法2条1項1号）、「創作的に表現したもの」といえるためには、当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。表現が平凡かつありふれたものである場合、当該表現は、作成者の個性が発揮されたものとはいえず、「創作的」な表現ということとはできない。

応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。

・・・（略）・・・

d 以上によれば、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、①「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、作成者である控訴人オプスヴィック社代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現といふべきである。

したがって、控訴人製品は、前記の点において著作物性が認められ、「美術の著作物」に該当する。

（ウ）a 被控訴人は、応用美術の著作物性が肯定されるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えているこ

とを要する旨主張する。

(a) しかしながら、前述したとおり、応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であるから、明文の規定なく、応用美術に一律に適用すべきものとして、「美的」という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。

また、特に、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されるところ、上記两部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。

・・・(略)・・・

(2) 侵害の有無

・・・(略)・・・控訴人製品は、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴につき、①「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、②「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G(座面)及び部材F(足置き台)」の両方を「はめ込んで固定し」ている点に著作物性が認められるところ、被控訴人製品は、いずれも4本脚であるから、上記①の点に関して、控訴人製品と相違することは明らかといえる。

他方、被控訴人製品は、4本ある脚部のうち前方の2本、すなわち、控訴人製品における「左右一対の部材A」に相当する部材の「内側に床面と平行な溝が複数形成され、その溝に沿って部材G(座面)及び部材F(足置き台)をはめ込んで固定」しており、上記②の点に関しては、控訴人製品と共通している。また、被控訴人製品3、4及び6は、「部材A」と「部材B」との結合態様において、控訴人製品との類似性が認められる。

しかしながら、脚部の本数に係る前記相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。

以上によれば、被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない。

[検討]

前審(平成25年(ワ)第8040号)では、同控訴人製品について、『美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えているとは認め難い。』として、著作物性を否定した。

しかし、本判決では、控訴人製品とは、類似しないとして、著作権の侵害を認めなかったが、実

用品である幼児用椅子を応用美術として、著作物性を認めた。

さらに、本判決では、応用美術が「美術の著作物」として著作権法上保護され得るかの判断基準を示したことは、注目すべき点である。

《実務上の指針》

1. 実用品と著作権との関係について

いわゆる実用品であっても、著名なデザイナーによってデザインされた商品が市場において、従来から多くみられる。

そして、デザイナーが行ったデザイン等の創作的な価値については、何らかのカタチで保護する必要性があるといえる。

そうすると、本判決にあるように、「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても『作成者の何らかの個性が発揮されたもの』であれば、著作権での保護される可能性があるとは判断したことについては、理解を示すことができる。

また、本判決で、判断基準についても示されたが、『個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべき』としており、対象物や事案によって個別具体的に判断されると思われ、今後の判決の積み重ねが、待たれるところである。

2. 著作権と意匠権との関係について

著作権は、相対的な権利であり、独自に創作した他人の著作物には、権利が及ばない。

そして、本判決のように著作権侵害の判断は、①創作的な表現の特定と、②当該表現と侵害品との対比の2つのステップからなり、また、その権利の範囲については、さほど広くはないと思われる。

一方、意匠権は審査後に登録され、原則公開されるものであることから、権利の内容が明確であるため、権利行使の場面でも著作権に比べて容易という点では、メリットが大きい。

また、独自の創作に対しても効力が及ぶ絶対的な権利である点については、著作権と大きく異なる。

さらに、効力の範囲について、登録意匠の類似範囲まで効力が及ぶことから、著作権に比して保護は厚いといえる。

この点、関連意匠制度を利用することで、さらに類似範囲を広げ、保護の範囲を明確にすることが可能である。そして、関連意匠以外にも、意匠法独自の部分意匠、秘密意匠など特有の制度を有しており、状況に応じた創作物の保護が可能である。

以上